

直結増圧給水装置設置の省略に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者(所有者)

住 所

電 話 番 号

建 物 の 名 称

所 在 地

給水装置の管理者

住 所

氏 名 又 は 名 称

電 話 番 号

6 階建て以下の建物を直結給水方式で新設、改造する場合の増圧給水装置設置の省略について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。
 - (1) 緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。
 - (2) 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地および建物内に立ち入る許可を上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に与えます。
 - (3) オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力します。
- 2 配水支管の水圧が低下した場合でも、直結増圧給水装置が設置されていないことによる水の出不足等、給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしません。
- 3 給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。
- 4 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者(所有者)の責任で、使用者等に周知を徹底し、速やかに対処いたします。
- 5 申込者(所有者)は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。
- 6 申込者(所有者)および管理人を変更するときは、条件および承諾事項をすべて継承します。